

福井県立武生工業高等学校「父母と先生の会」会則

第1章 総 則

第1条 本会は福井県立武生工業高等学校「父母と先生の会」(PTA)と称し事務所を福井県立武生工業高等学校内に置く。

第2条 本会の会員は本校生徒の父母又はそれに代わる人(以下父母という。)及び本校に勤務する教職員とする。

第3条 本会の主な目的は、次の通りである。

本会は、家庭と学校との緊密な連携をはかり、生徒の健全な心身の発達並びに福祉の増進をはかることとし、併せて会員相互間の教養を高め、親睦を深める。

第4条 本会の活動方針は次の通りである。

1. 学校と家庭の連携に関すること。
2. 教育の効果を高めること。
3. 会員相互の教養と親睦の向上に関すること。
4. 教育環境の整備向上に関すること。
5. その他本会の目的を達成するために必要とすること。

第2章 役 員 会

第5条 役員会は本会の運営機関であって次の役員をもって組織する。

1. 会 長 1名(父母)
2. 副会長 3名(父母 但し、内1名は女性とする)
3. 会 計 3名(父母・教職員1名)
4. 監 事 3名
5. 書 記 2名(教職員)
6. 理 事 6名(総務・進路広報・健全育成の各委員2名)

第6条 役員を選任は次の通り行う。

1. 会長・副会長・会計・書記および監事は評議員会において会員中より選出する。
2. 理事は会員中より学年、科および地区を考慮し、他の役員および校長の承認を得て会長が委嘱する。
3. 校長および教頭はその職責上役員会に参与するものとする。

第7条 役員は兼務は認めない。任期は1年とし再任は妨げない。補欠役員は前任者の残余期間とする。

第8条 役員は任務は次の通りである。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。また役員会・評議員会および総会を招集司会し、理事および顧問を委嘱する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは代理する。
3. 会計は金銭の出納およびその記録をする。また評議員会に収支を報告し、監事の監査を経て 決算報告を行う。
4. 監事は会計の監査にあたる。
5. 書記は会議の議事録および本会に関する記録を整備し、文書の発受ならびに庶務の処理にあたる。
6. 理事は第3条の規定による事業または活動の立案計画およびその実行に参与し、会長を補佐して会務の処理にあたる。

第3章 評 議 員 会

第9条 評議員会は本会の議決機関であって年2回以上開く。ただし役員会が必要と認めるとき、または評議員の5分の1以上の同意をもって請求のあったときは会長は臨時に召集しなければならない。

第10条 評議員の選任は次の通りを行う。

1. 各学級の父母は互選により2名選出する。
2. 教職員代表として教務・生徒指導・庶務・保健・進路指導・図書の各部長、各科主任および各学年主任を委嘱する。
3. 校長・教頭及び事務長はその職責上評議員としての資格を有する。

第11条 評議員会で審議または実施する事項は次の通りとする。

1. 会則の改廃
2. 役員を選出
3. 年度事業計画
4. 予算案ならびに決算報告
5. その他必要な事項

第12条 評議員の定足数は3分の1とする。(ただし委任状による出席をみとめる)議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。

第4章 集 会

第13条 集会は総会および学年別・学級別・科別の父母集会とする。

第14条 総会は毎年1回開く。ただし役員会または評議員会が必要と認めるときは臨時に開くことができる。

第15条 総会においては次の事項を報告する。

1. 評議員会において審議または実施した事項
2. その他必要な事項

第16条 学年別・科別および学級別の父母集会は、関係学級選出の評議員が企画および司会して臨時開会し、学年・科または学級に関する事項を協議する。

第5章 顧 問

第17条 本会に顧問若干名を置くことができる。

第18条 顧問は本校の功労者および本会の運営に関し特に必要とする人を役員会の推薦によって会長が委嘱する。

第19条 顧問は本会の運営に関し助言と援助を与えることができる。

第6章 表 彰

第20条 評議員会の承認により、本会の活動にいちじるしく功績のあった者を表彰することができる。

第7章 会 計

第21条 本会の経費は、会費・事業収入及び自発的な寄付金をもってこれにあてる。事業収入及び寄付金を会員又は会員以外から求める場合は、評議員会の承認を得なければならない。

第22条 会費は生徒の父母は月額1,050円(PTA活動費・教育助成費・環境整備費)を、教職員は月額500円を納入するものとする。ただし、本校に2名以上在籍する場合は2人目からは、その額を半額とする。又、前年度の所得等により会費が免除される場合がある。

2. 会費の額を変更する場合は、評議員会の承認を得なければならない。

第23条 本会の会計支出は、第3条の目的達成及び第4条の事業実施に限るものとする。

第24条 本会の会計年度は4月1日に始まり3月31日に終わる。

第8章 改 正

第25条 会則の改正は評議員会において、出席者の3分の2以上の賛成をもって成立する。ただし改正の提案は前もって、その内容を評議員に通告しておくなくてはならない。

第9章 付 則

第26条 この会則は昭和53年4月1日より施行する。

昭和58年4月1日より一部改正して施行する。

平成2年4月1日より一部改正して施行する。

平成6年4月1日より一部改正して施行する。

平成11年4月1日より一部改正して施行する。

平成14年4月1日より一部改正して施行する。

平成16年4月1日より一部改正して施行する。

平成20年4月1日より一部改正して施行する。

平成22年4月1日より一部改正して施行する。